

南三陸町復興整備協議会特別会議 議事録			
日 時	今回（第 12 回）	平成 2 5 年 8 月 8 日（木） 1 5 : 5 0 ~ 1 6 : 4 0	
	前回（第 11 回）	平成 2 5 年 7 月 4 日（木） 1 4 : 5 0 ~ 1 5 : 2 0	
場 所	宮城県庁 9 階 第一会議室		
復興整備事業	集団移転促進事業（3 地区） ① 西田・細浦地区防災集団移転促進事業 ② 田の浦地区防災集団移転促進事業 ③ 津の宮・滝浜地区防災集団移転促進事業（合羽沢地区） ※ 東日本大震災復興特別区域法第 4 8 条第 2 項関係： ①②（地域森林計画区域の変更等） ” 第 4 9 条第 7 項関係： ①②③（開発許可） ③（自然公園）		
出 席 者	南三陸町	副町長 遠藤 健治 企画課長 阿部 俊光 復興事業推進課長 及川 明	
	復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 大森 隆博 ” 主査 児玉 昌也	
	農林水産省	林野庁 森林整備部計画課 森林調査技術専門官 寺田 宏 東北森林管理局 宮城北部森林管理署長 飯田 裕一	
	国土交通省	国土政策局 総合計画課国土管理企画室 専門調査官 鈴木 豪	
	学識経験者	東北大学 教授 稲村 肇 宮城県森林審議会 委員 川村 正司	
	宮城県	土木部 都市計画課 技術補佐（総括） 藤田 仁 ” 復興まちづくり推進室 技術補佐（総括） 小林 和重 ” 建築宅地課 技術副参事兼技術補佐（総括） 奥山 隆明 農林水産部 林業振興課 技術参事兼課長 永井 隆暁 環境生活部 自然保護課 課長 三坂 達也 震災復興・企画部 地域復興支援課 課長 熊谷 良哉	

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐（総括担当） 稲村 伸）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意、WEB会議システムの説明

2 議 事

南三陸町復興整備協議会規約第7条により、南三陸町の遠藤副町長が議長となる。

(南三陸町副町長 遠藤)

それでは、ただいまから議事に入ります。

議事の流れといたしましては、まず、復興整備計画の全体について、事務局から説明いただき、質疑を行います。

その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、地域森林計画区域の変更に関する事項、土地利用基本計画の変更に関する事項、開発許可の特例に関する事項、自然公園の行為許可に関する事項がございますので、それぞれについて説明いただき、質疑を行います。

最後に、復興整備計画全体について、了承いただけるかお諮りします。

それでは、南三陸町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 企画課長 阿部)

【様式第2について、主に変更部分を説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

ご意見がないようですので、次へ進みます。

今回の南三陸町復興整備計画では、11ページ(4-①)に記載のとおり、東日本復興特別区域法第48条の規定に基づき、地域森林計画区域の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、地域森林計画の変更について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

【様式第5について説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただ今、事務局から説明がありましたが、県の林業振興課から補足することはございませんか。

(宮城県農林水産部 林業振興課 技術参事兼課長 永井)

地域森林計画区域の変更に係る計画案について、7月18日から8月1日まで縦覧した結果、意見の提出はありませんでした。

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。
まず、宮城県森林審議会委員の川村様、いかがでしょうか。

(宮城県森林審議会委員 川村)

特に異存はありません。工事後も周辺環境に影響が出ないよう配慮をよろしくお願いします。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございます。

続いて、宮城北部森林管理署長の飯田様、いかがでしょうか。

(宮城北部森林管理署長 飯田)

記載された計画に特に異存はありません。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございます。

続いて、林野庁の森林調査技術専門官の寺田様、いかがでしょうか。

(林野庁森林調査技術専門官 寺田)

異存はありません。

(南三陸町副町長 遠藤)

その他、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

次に今回の南三陸町復興整備計画では、11ページ(4-①)に記載のとおり、東日本復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、土地利用基本計画の変更について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 企画課長 阿部)

【変更地域別概要と変更区域図について説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の地域復興支援課から補足することはございませんか。

(宮城県震災復興・企画部 地域復興支援課長 熊谷)

特に補足することはございません。

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

まず、東北工業大学教授の稲村様、いかがでしょうか。

(東北工業大学 教授 稲村)

計画については、特に異存はありません。

※(WEB会議システムのマイク音量が小さく、詳細が聞き取れませんでした。申し訳ございません)

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございます。続きまして、国土交通省の国土管理企画室 専門調査官の鈴木様、いかがでしょうか。

(国土交通省国土政策局総合計画課国土管理企画室専門調査官 鈴木)

計画案について、特に意見はございません。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございます。その他、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

では、次に進みます。今回の復興整備計画では、13ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

【様式第10について説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の建築宅地課から補足することはございませんか。

(宮城県土木部 建築宅地課 技術副参事兼技術補佐 奥山)

※(WEB会議システムのマイク音量が小さく、詳細が聞き取れませんでした。申し訳ございません)

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

次に、今回の復興整備計画では、13ページ(4-②)に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、自然公園の行為許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

【様式第17について説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の自然保護課から補足することはございませんか。

(宮城県環境生活部 自然保護課 課長 三坂)

特に補足することはございません。

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますか。

(出席者一同)

異議なし。

(南三陸町副町長 遠藤)

では、今回の復興整備計画全体について、了承されました。

以上で、議事を終了いたします。ありがとうございました。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐 (総括担当) 稲村 伸)

○協議結果

・集団移転促進事業(3地区)の区域について、東日本大震災復興特別区域法第48条第2項に基づく地域森林計画区域と土地利用基本計画の変更、同法第49条第4項に基づく開発許可と自然公園の行為許可について協議会で了承された。